

問い合わせ先

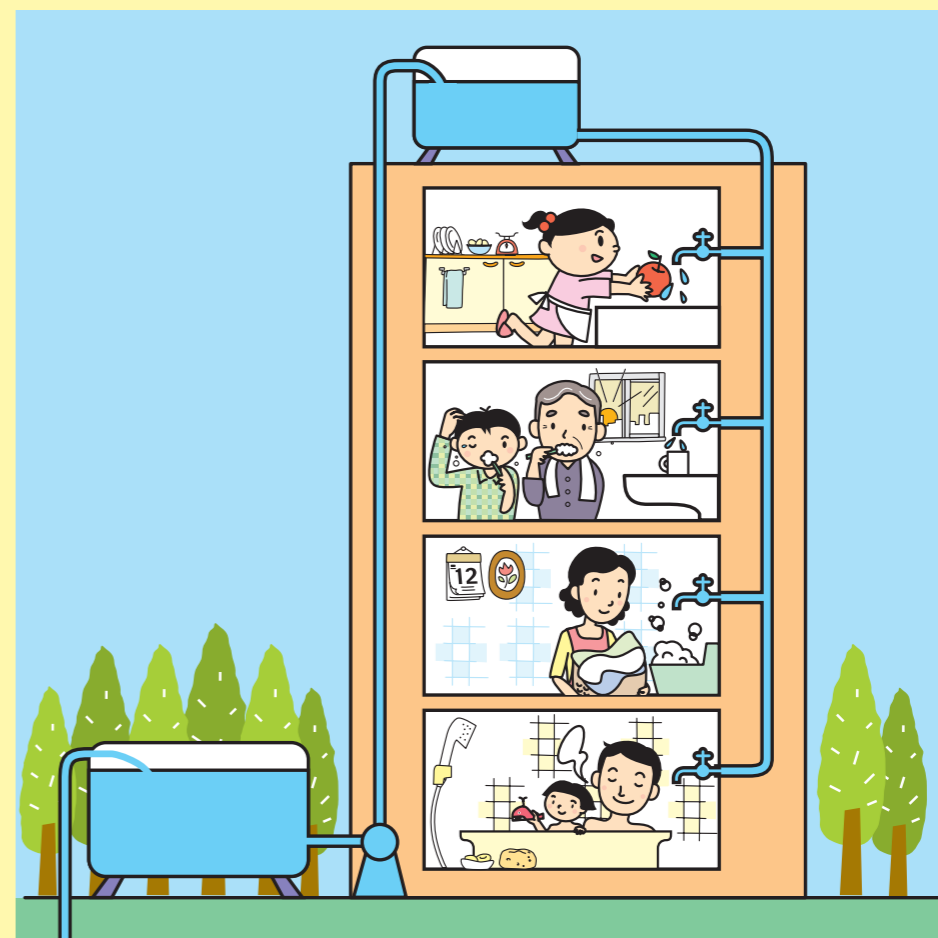
小規模貯水槽水道等の衛生管理について、詳しくは管轄の保健所へお問い合わせください。

(東京都福祉保健局所管保健所)


名称	管轄地域	代表電話及びFAX	所在地
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、あきる野市、日の出町、檜原村	TEL:0428(22)6141 FAX:0428(23)3987	〒198-0042 青梅市東青梅5-19-6
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	TEL:042(371)7661 FAX:042(375)6697	〒206-0025 多摩市永山2-1-5
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	TEL:042(524)5171 FAX:042(528)2777	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19
多摩府中保健所	府中市、小金井市、調布市、狛江市、武蔵野市、三鷹市	TEL:042(362)2334 FAX:042(360)2144	〒183-0045 府中市美好町2-51-1
多摩小平保健所	小平市、西東京市、東村山市、清瀬市、東久留米市	TEL:042(450)3111 FAX:042(450)3261	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24
島しょ保健所			
大島出張所	大島町、利島村、新島村、神津島村	TEL:04992(2)1436 FAX:04992(2)1740	〒100-0101 大島町元町字馬の背275-4
三宅出張所	三宅村、御蔵島村	TEL:04994(2)0181 FAX:04994(2)1009	〒100-1102 三宅村伊豆1004
八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	TEL:04996(2)1291 FAX:04996(2)0632	〒100-1511 八丈町三根1950-2
小笠原出張所	小笠原村	TEL:04998(2)2951 FAX:04998(2)2953	〒100-2101 小笠原村父島字清瀬

八王子市・町田市は、保健所政令市移行に伴い、保健所業務が移管されました。
お問い合わせ先 八王子市保健所は042(645)5111・町田市保健所は042(722)0621です。

小規模貯水槽水道等の衛生管理



東京都では、小規模貯水槽水道等の衛生管理の向上を図るために、「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を定めています。
このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

 東京都福祉保健局

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

電話 03-5320-4393 (直通)

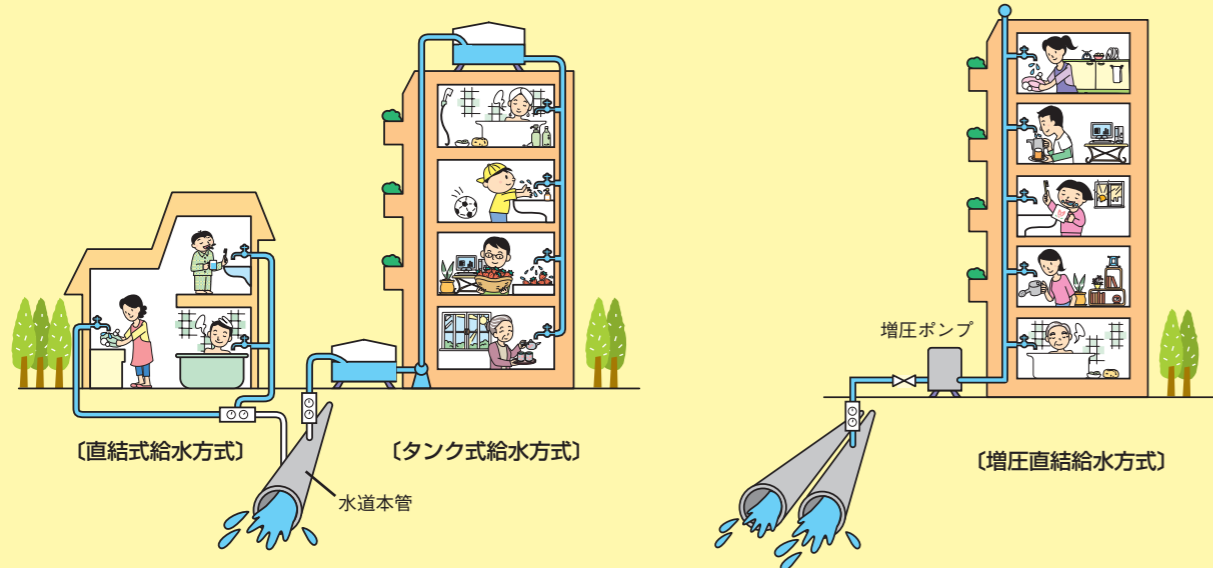
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/suido/index.html>

登録番号	(23) 362
印刷	よしみ工産(株)

小規模貯水槽水道等とは？

ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、水道水や井戸水などをいったん受水槽^{*1}にためて、その後ポンプを使って中高層階へ送る**タンク式給水方式**と、建物の給水管に増圧給水設備を取り付けて、中高層階へ給水する**増圧直結給水方式**があります。

また、浄水場から送り出された水圧により、直接蛇口に給水する方式を**直結式給水方式**といいます。



東京都では、タンク式給水方式の施設のうち、水道法の対象となっていない、受水槽の有効容量^{*2}が10m³以下のものを**小規模貯水槽水道**と呼んでいます。

また、水道水以外の水（井戸水等）を飲み水として給水している施設で、貯水槽を持っており水道法の対象となっていない施設を**飲用井戸等**といいます。

これらの施設が**小規模貯水槽水道等**です。

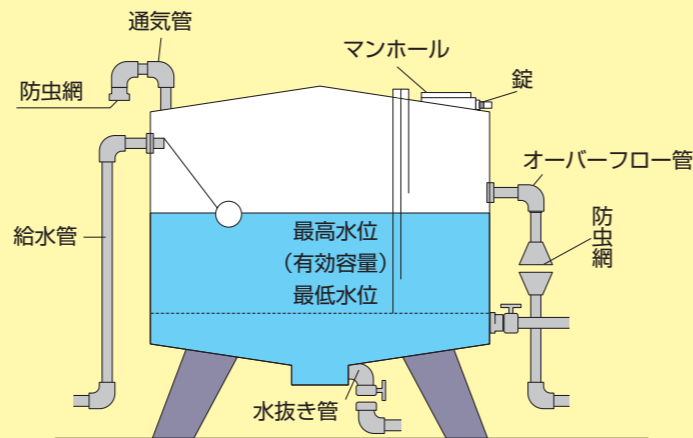
小規模貯水槽水道等の中で、学校、病院、社会福祉施設等の施設に水を供給するもの又は受水槽の有効容量が5m³を超えるものを、**特定小規模貯水槽水道等**といい、条例により衛生上の措置が義務付けられています。

※1 受水槽

給水管（水道管）からの水道水や井戸等から汲み上げた水の供給を最初に受ける水槽が受水槽です。受水槽はFRP（ガラス繊維で強化されたプラスチック製のもの）、鋼板、ステンレス鋼板等で作られています。

受水槽は、昭和50年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。

それ以前に設置された受水槽のうち、ビルの地下を利用したものや地下に埋設されたもので、周囲の点検（6面点検）ができない地下式受水槽は、貯水槽の点検、管理が容易にできないため、汚染部位の発見が遅れる場合がありますので、十分な注意が必要です。

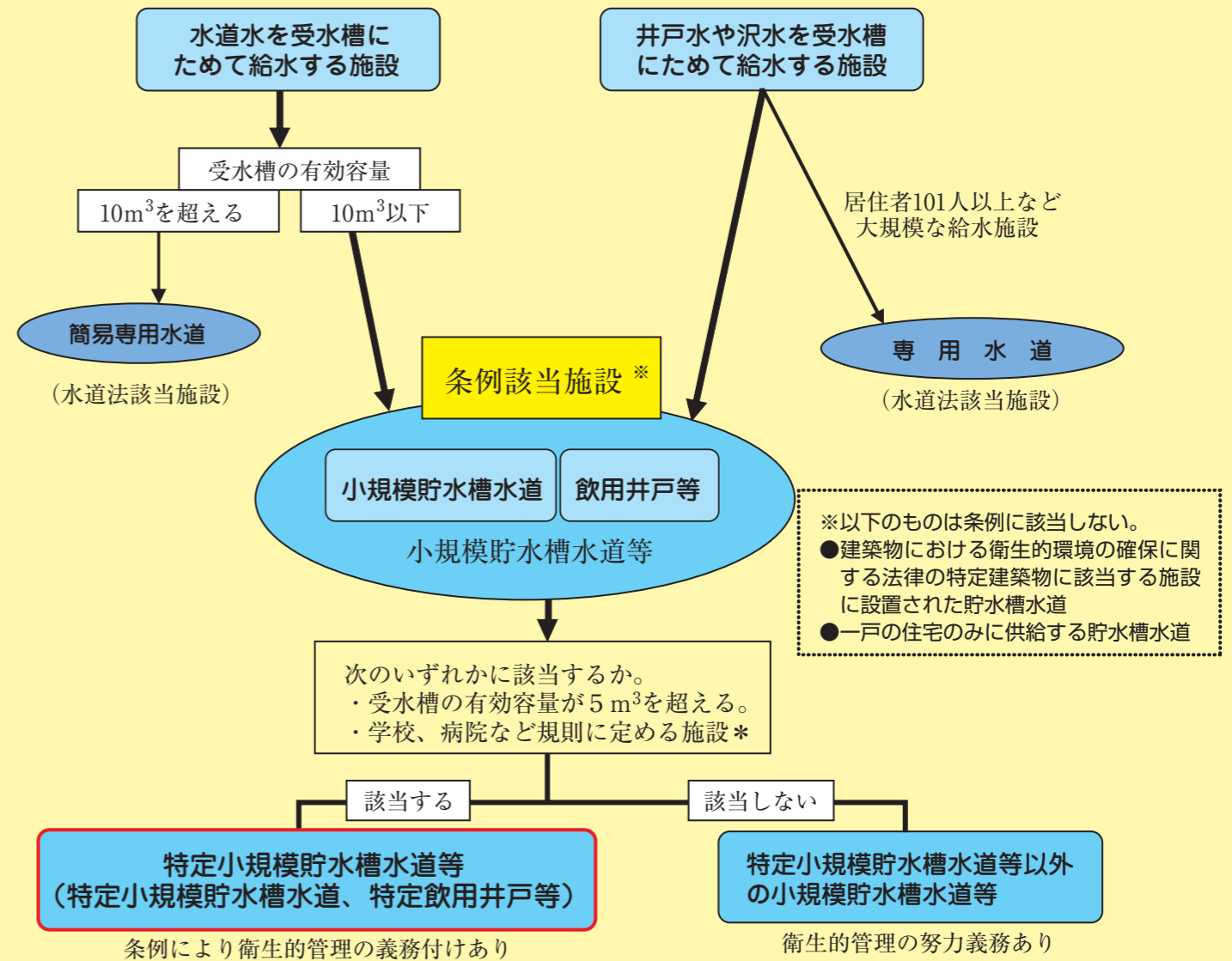


※2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。（右上図参照）

小規模貯水槽水道等の区分

小規模貯水槽水道等は受水槽の大きさや水源などによって区分されています。御自分の施設がどの施設に該当するかを把握するための参考にしてください。



- * 規則に定める施設**
- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、主に18歳未満が利用する専修学校及び各種学校
 - 病院、診療所、助産所
 - 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を行う施設
 - 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
 - 身体障害者福祉センター
 - 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
 - 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設
 - 認証保育所（都の認証施設）、保育室（施設基準を満たし市町村と契約締結する都補助対象施設）

保健所への届出

次の場合、設置者は保健所へ届出をしてください（条例第6条）。

- 特定小規模貯水槽水道等の給水を開始したとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く）
- 特定小規模貯水槽水道等を変更又は廃止をしたとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く）

特定小規模貯水槽水道等については、年1回実施した維持管理・設備点検等の検査点検結果を保健所に報告してください。（条例第12条）

必要な衛生管理

【条例等で定められていること】

特定小規模貯水槽水道等に該当する施設は、条例等で定められた基準に従って、必要な衛生管理を行ってください。また、これに該当しない小規模貯水槽水道等も、必要な衛生管理を行うよう努めてください。

1 貯水槽の清掃（条例第7条第1項第1号）

貯水槽は1年に1回以上、定期的に清掃してください。

2 施設の管理状況の検査・点検（条例第7条第1項第2号及び第3号）

ポンプなど水道施設の管理状況の検査を1年に1回以上、定期的に行ってください。

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

3 書類の保存（条例第7条第2項）

施設の点検記録、水質検査記録等の書類は、作成した日から5年間保存してください。

4 特定飲用井戸等の水質検査（条例第7条第1項第5号）

井戸水や沢水を利用している特定飲用井戸等の設置者は、安全確認のための水質検査を行う必要があります。

（1）専門の水質検査機関で行う検査（年1回以上）

特定飲用井戸等は、次の項目について年1回水質検査を行わなければいけません。

検査項目（10項目＋必要に応じた項目*）

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

*その他、施設の周辺の状況に応じてトリクロロエチレンなど有機溶剤等の検査を行ってください。検査項目については、最寄りの保健所に相談してください。

（2）給水を開始するときの検査

給水を開始するときには、水道法の水質基準に掲げる項目の全てを検査してください。



望ましい管理

【東京都が通知により指導している内容】

特定小規模貯水槽水道等とは多くの人が利用する施設です。東京都は、水の安全を確保するため、条例で定められている管理のほかに、設置者に対して次のような管理を行うよう指導しています。また、これに該当しない小規模貯水槽水道等も、望ましい管理を行うよう努めてください。

1 施設の管理状況の点検

有害物、汚水等に汚染されるのを防ぐために、月に1回はマンホールの施設状況、防虫網の破損状況、水槽付近の状況等について点検を行いましょ。定期的な点検のほか、台風や地震などの影響で水質が悪くなるおそれのある場合も点検を行いましょ。

また、貯水槽の清掃をしたときは、同時に内部の点検も行いましょ。

2 水質検査

（1）水の色・にごり・におい・味のチェック（毎日）

透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色が透明か、にごりがないか、塩素（カルキ）臭以外の臭いがないか、変な味がしないか調べましょ。

（2）残留塩素の測定（週1回）

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。

塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がります。日ごろから、残留塩素測定をしていれば、水の汚染をいち早く発見できます。

給水栓末端で、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あるかを確認しましょ。

（3）特定小規模貯水槽水道の水質検査（年1回）

特定小規模貯水槽水道の衛生確保のため、年1回専門の水質検査機関で次の項目について水質検査を行いましょ。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度



3 図面の保存

施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょ。

汚染事故等が起きたとき

汚染事故等が発生した場合、設置者は速やかに次のような措置を講じてください。（条例第7条第1項第4号及び第8条）

- 1 最寄りの保健所に直ちに連絡し、その指示に従ってください。
- 2 水に異常を認めた場合は、必要な項目について水質検査を行ってください。
- 3 飲用しないように、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知してください。
- 4 給水を停止した場合は、保健所などと相談し、飲み水を確保してください。
- 5 事故原因の除去、給水の再開等については、保健所の指示に従ってください。

関係法令抜粋

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 三 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、法第三条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものうち、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く。
- 四 飲用井戸等 水道事業の用に供する水道及び法第三条第六項に規定する専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部とするものうち、水源から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条第一項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く。
- 五 特定小規模貯水槽水道 小規模貯水槽水道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 東京都規則（以下「規則」という。）で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が五立方メートルを超えるもの
- 六 特定飲用井戸等 飲用井戸等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 規則で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が五立方メートルを超えるもの

(特定小規模貯水槽水道等の届出)

- 第六条 特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等（以下「特定小規模貯水槽水道等」という。）の設置者は、次のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、十日以内に知事に届け出なければならない。ただし、設置者が東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)第三十三条の四の規定による届出を行った場合は、この限りでない。
- 一 特定小規模貯水槽水道等を設置したとき。
 - 二 前号により届出を行った事項に変更があったとき。
 - 三 特定小規模貯水槽水道等を廃止したとき。

(衛生上の措置)

- 第七条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、次に定めるところにより、当該水道施設について衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、第五号については、特定飲用井戸等の設置者に限るものとする。
- 一 水槽の清掃を一年に一回以上、定期的に行うこと。
 - 二 水道施設の管理の状況について、一年に一回以上、定期的に検査すること。
 - 三 供給する水が有害物、汚水等によって汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - 四 給水栓から供給される水の色、濁り、におい、味その他の状態に異常を認められた場合に、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項のうち原因を特定するために必要と認められるものについて検査を行うこと。
 - 五 給水を開始しようとするとき及び一年に一回以上、定期的に、規則の定めるところにより水質検査を行うこと。
- 2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水道施設の管理の状況を把握するため、水槽の清掃記録、水道施設の検査記録、水質検査の結果等の帳簿書類を作成の日から五年間保存しなければならない。

(緊急時の措置)

- 第八条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに知事に報告しなければならない。
- 一 直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知すること。
 - 二 汚染の原因を調査し、当該水道施設の改善を図ること。
 - 三 必要に応じて代替水を確保すること。
- 2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水の汚染の原因が解消され、給水を再開しようとするときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるものについて検査を行い、安全を確認しなければならない。

(指導及び助言)

第九条 知事は、前二条に規定する措置に関し必要があると認めるときは、特定小規模貯水槽水道等の設置者に対して指導及び助言を行うことができる。

(改善の指示)

第十条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が第七条及び第八条に規定する措置を行わないときは、当該設置者に対して、期間を定めて、当該措置を行うべきことを指示することができる。

(給水停止命令)

第十一条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該指示に係る措置を行うまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の衛生管理)

第十三条 特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の設置者は、当該水道施設について、第七条及び第八条に規定する措置を講ずるように努めなければならない。

(罰則)

- 第十四条 第十一条の規定による給水停止命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
- 第十五条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(特定飲用井戸等の水質検査)

- 第五条 条例第七条第一項第五号の水質検査は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 給水を開始しようとするときに行う検査においては、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項
 - 二 定期的に行う検査においては、別表第二に掲げる事項

別表第二（第五条関係）

- 一 一般細菌
- 二 大腸菌
- 三 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 四 塩化物イオン
- 五 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- 六 pH値
- 七 味
- 八 臭気
- 九 色度
- 十 濁度
- 十一 水道施設の周辺における化学物質等の使用、排出実態等の状況を勘案し、知事が必要と認めるもの

トピックス

— 災害時における貯水槽水道の活用の注意点 —



貯水槽水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における貯水槽水道の活用の注意点を記しますので、今後の参考にしてください。

- ① **貯水槽水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。**
貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
- ② **高置水槽の水は、停電時でも活用できます。**
施設の屋上など高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐなくなってしまいます。特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。
- ③ **使用前には、色、におい、味、にごりを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。**
水槽の水を採ったら、まず、色、におい、にごり、味に問題のないことを確認してください。残留塩素測定器を持っている場合は、残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることも確認してください。